（政令への委任）

第二十条　前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一　附則第十条の規定　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二　附則第十一条の規定　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（少子化社会対策基本法の一部改正）

第三条　少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　少子化社会対策会議（第十八条・第十九条）」を削る。

第七条に次の一項を加える。

2　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に係る部分は、同項の規定により定められた大綱とみなす。

第九条中「報告書を提出しなければ」を「報告を提出するとともに、これを公表しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第三章を削る。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第三項において「本部」という。）」を「こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十七条第一項に規定するこども政策推進会議（第三項において「会議」という。）」に改め、同条第三項中「本部」を「会議」に改める。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第六条　子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

目次中「子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条―第三十三条）」を「削除」に改める。

第一条中「とともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置する」を削る。

第六条に次の一項を加える。

2　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第八条第一項中「子ども・若者育成支援推進本部」を「政府」に、「作成しなければ」を「定めなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

第九条第一項中「作成する」を「定める」に改め、同条第二項中「作成されて」を「定められて」に、「作成する」を「定める」に改め、同条第三項中「作成した」を「定めた」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章　削除

第二十六条から第三十三条まで　削除

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（復興庁設置法の一部改正）

第八条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）の項を削る。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第九条　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）」を削る。

第七条の見出しを「（年次報告）」に改め、同条中「毎年一回」を「毎年、国会に」に改め、「実施の状況」の下に「に関する報告を提出するとともに、これ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第八条第三項を次のように改める。

3　こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

第八条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第三章を削る。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条　こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項に規定することこども大綱の策定及び推進に関すること。

第四条第一項第十九号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項第二十号中「作成」を「策定」に改める。